

事 務 連 絡
平成29年2月22日

各都道府県国民健康保険団体連合会 御中
(原爆医療費及び介護給付費原爆分請求担当者 殿)

厚生労働省健康局
総務課援護予算係

平成29年度原爆医療に関する診療報酬及び介護給付費原爆分の
振込日及び請求期限について

原爆被爆者対策につきましては、平素より御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成29年度の原爆医療費及び介護給付費等の審査支払日程（別紙）についてお送りさせていただきます。

請求にあたっては、別紙留意事項に注意の上、契約日程の請求期限までに請求書を郵送（間に合わない場合は、事前（遅くとも請求期限日中）にPDFファイルをメール）にて、お送りくださるようお願い申し上げます。

連絡先：〒100-8916
東京都千代田区霞ヶ関1-2-2
厚生労働省 健康局
総務課 援護予算係
担 当：細川、足立
M a i l : adachi-genyou@mhlw.go.jp
T E L : 03-5253-1111 内線2318
F A X : 03-3502-3090

【留意事項】

〔請求上の留意点〕

1. 請求書は原本が到着しない限り支払を行えません。

間に合わない場合には、事前（遅くとも請求期限日中）にメール（PDFファイル）による請求も受け付けますが、原本も至急送付いただくようお願いいたします。メールによる受付後は、必ず請求期限後の2日以内に到着するようお願いいたします。

なお、メールの送付先は以下の通りです。

- ・宛先 adachi-genyou@mhlw.go.jp
- ・CC （後日別途お知らせ致します）

※必ず両者宛送付下さい。

※FAXで送付されますと、印字が不鮮明になり、額を誤ってお支払いしてしまうおそれがあるため、必ずメールにて送付下さい。

2. 単純な計算ミスや請求年月日等の日付の間違い及び公印等の押し忘れには、十分気を付けてください。請求書等に不備があった場合、振込日までに支払いができない場合があります。
3. 振込口座・口座名義等が変わる場合には、必ず口座変更についての文書を送付すると共に、小職あてメールにてお知らせください。
4. 宛先を間違えて送付されている事例が散見されます。宛先不明のために当方まで届かない場合責任は負いかねます。よくご確認のうえ送付頂きますようお願い致します。必ず「厚生労働省健康局総務課援護予算係」宛に送付してください。
5. 請求書、及び請求内訳書内の訂正に、ご担当者名での訂正印を使用されている連合会が見受けられますが、請求者と訂正者の整合性を保つため、訂正印には公印（請求書に押されている印）を使用してください。